

17 収入保障で支えたい 障害者の発達とくらし

亀井 勝

(社会福祉法人ひびき福祉会理事長)



共同作業所づくり運動の波に乗って ···◆

私が社会福祉事業に従事するきっかけは、自分の長男に障害のあることを知ったからです。そのころは、障害児の教育権は保障されていない時代でした。支援学校に入学するには身辺自立が最低条件で、そのテストに合格しなければ就学免除や就学猶予となります（一九七九年にすべての障害児に教育権が保障されました）。なんとか支援学校に入学させたいという親の思いで、無認可の訓練事業所で訓練し支援学校には入学しましたが、卒業後のことを考えるととても不安でした。

そんななか、一九七七年、訓練事業所時代に知り合った親たちが集まり、障害のある人たちの働く場として小さな無認可作業所をつくりました。それが「ひ

びき共同作業所」です。しかし、その頃はまだ無認可への補助金制度はなく、仕事もなく職員もいませんでした。言い出した自分が仕方なく運営責任者になり、それが社会福祉事業に足踏み入れたきっかけです。同年、共同作業所全国連絡会（現きょうざん）が結成され、共同作業所づくり運動が野火のごとく全国的に広がってきました。当時、無認可作業所の運営はとてもきびしく、それにに対する制度確立が求められるなかで、ひびき共同作業所もその一端を担つて、国際会議にとりくみました。

補助金制度要求運動からはじめ、幸いにして、わずかですが補助金制度ができました。しかし、それだけでは日々の運営には足りず、大学卒業したての職員と親とボランティアが一緒になって、バザー、物品販売、会議願にとりくみました。

募金活動の毎日でした。これではもたないので社会福祉法人を申請しようと高い埠を乗り越えて、一九八四年に法人化に成功しました。

障害があつても、地域でいきいきと 「働く・くらす」ことをめざして ···◆

今は障害二元化になっていますが、当時は二障害の縦割り行政で、いろいろな制約がありました。省令でもつて「あーセよ、こうせよ」の厚生省から、コロコロ変わる厚労省へとなり、措置制度から利用契約制度による報酬の目割り計算への変更は、とりわけ今日のコロナ禍において施設の運営を圧迫しています。

また、全国社会福祉協議会（全社協）、社会就労センター協議会（セルブ協）では、全国の都道府県社協にセルブ部会の設置を目指していました。大阪においても大阪府社協（以下、府社協）へ設置をするよう働きかけていました。ところが、当時、府社協の一部幹部役員には、セルブ協は左翼の連中が多く、部会を設置することは芳しくないと意見で見送られ、成人施設部会に組み込まれることになりました。

いっぽうで、共同作業所づくり運動の成果で多くの障害者施設が誕生し、府社協に入会してきました。障害者施設が増えることで成人施設部会だけでは運営に

支障が出るようになり、結局セルブ部会を設置せざるを得なくなり、私は初代部会会長に就任することになりました。

高工賃を保障することこそが発達保障 ···◆

今、ひびき福祉会では事業所を利用する障害のある人たちに、高工賃を保障することこそが発達保障ではないかと考えています。収入が増えれば生活が変わること。これはひびき福祉会の実践において明らかになりました。ひびき福祉会では就労事業所のみならず、生活介護事業所も含めて、毎月一回の就労事業会議を開催しています。PDCAサイクルを活用し、どうすれば工賃アップにつながるかを検証しています。この会議以来、生活介護事業所を含めて、工賃が毎年アップしているという結果が表れています。

私が理事長に就任して二〇年になりますが、私が務まつたのは、周囲の職員集団が優れていたからです。今最大の課題は後継者問題です。人材難のなかで、今まで築き上げてきた理念等を、いかに次の世代へ継承していくかは非常にむずかしいです。ですが、コロナ禍のもとで懸命に仕事をしている職員集団がいるといふことで、この人たちこそ、将来のひびき福祉会を担ってくれる人たちと期待しています。